

# 「笠松町空き家等の適正な管理に関する条例」 を4月1日から施行します

空き家などが放置され、管理不全な状態(注)となることを防止するとともに、町民の生命や財産の保護、犯罪の抑止を図るため、条例を制定しました。

この条例は、適正な管理がされていない空き家の所有者に対し、指導、勧告、公表、命令の措置をとるほか、そのまま改善されずに放置され、著しく危険な状態にある場合には、行政代執行を行うことも視野に入れた条例です。

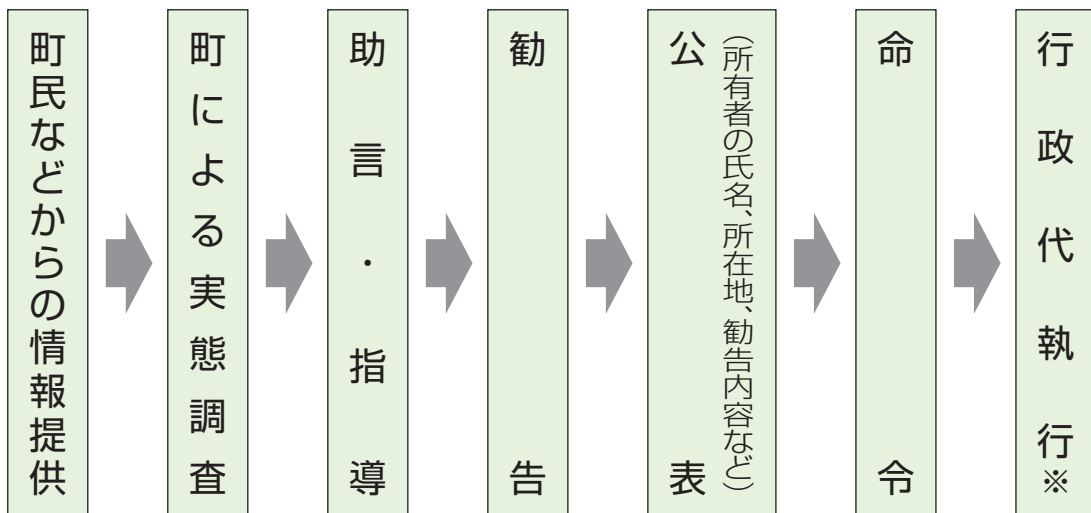
## 条例の主な内容

- 空き家などの所有者には、適正な管理を行う責務があります。
- 町民の皆さんは、管理不全な状態にある空き家などの情報を、町にお知らせください。
- 町は管理不全な状態にある空き家などの所有者に助言、指導、勧告、氏名などの公表、命令を行います。
- 町からの命令などが履行されないまま放置され、著しく危険な状態にある場合には、行政代執行を行います。
- 所有者が高齢や遠隔地にお住まいなどで、空き家の改善などを行うことができない場合、または緊急な危険回避が必要な場合には、所有者の同意を得て、町が必要最低限度の改善措置を講じます(費用は後日、所有者から徴収します)。
- 警察その他関係機関と連携をとります。

(注)管理不全な状態とは

- ・ 老朽化、自然災害などにより、建築物などの倒壊や建築資材が脱落・飛散し、人の生命などに被害が生じるおそれがある状態
- ・ 不特定者の侵入を容易に許し、犯罪を誘発するおそれがある状態

## 行政代執行までのフロー図



※行政代執行

所有者が命令措置を履行しないとき、履行しても十分でないときなどは、行政が代わりに実施(委託)し、その要した費用を所有者に請求できるものです。

## 町民の皆さんへ

- ・ 家屋の管理は所有者の責任です。破損した箇所は早急に修理するとともに、不特定者が容易に侵入できないように施錠するなど、適正に管理をしてください。
- ・ お近くに管理不全な状態にある空き家などがありましたら、町にご連絡ください。

【問合先】総務課